

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人川根洋三、同新原一世の上告趣意第一点は、憲法三八条三項違反をいうが、故意の認定については、自白の外に直接の補強証拠を必要としないものであることは、当裁判所昭和二四年（れ）第八二九号同二五年一一月二九日大法廷判決（刑集四巻一号二四〇二頁）の趣旨に照らし明らかであるから、所論は理由がなく、同第二点は、事実誤認、単なる法令違反の主張、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四三年三月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	色	川	幸	太 郎